

太子町公共施設予約管理システム構築プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、太子町公共施設予約管理システム構築にかかる優先交渉者選定について必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 件名 太子町公共施設予約管理システム構築業務

(2) 業務の目的

町内の複数施設の施設予約において、オンライン申請ができる「公共施設予約管理システム」を導入し、町民生活のデジタル化推進と申込時の窓口業務の効率化を図り、デジタルによる社会生活の利便性向上を図る。また、システムの導入と併せてキャッシュレス決済、スマートロックシステム(1施設2か所)を導入し、金銭収受を無くしワンストップによる施設予約の向上を図る。

(3) 業務内容

ア 構築に係る作業（環境構築、運用テスト、マニュアル作成及び操作研修）

イ 公共施設予約オンラインシステムの提供

ウ イと連動したオンライン決済機能の連携

エ イと連動したスマートロックシステム(1施設2か所)の連携

オ システム保守及び運用支援

※但し、ウ) 及び エ) については、実装できるシステム選定は必須とするが、整備にかかる契約関連については別途、事業者と契約を締結する。

(4) 業務期間 契約締結日から令和7年9月30日(火) (以後、運用継続予定)

3 提案限度額（予算額）

10,662千円（消費税及び地方消費税を含む。）

参考見積書の金額が、提案限度額（予算額）を超過した場合は失格とする。

費用は初期構築費及び運用保守費(様式6)とする。ただし、スマートロック整備事業にかかる経費は別途契約とするため参考見積とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) プロポーザル方式により契約しようとする業務（以下「該当業務」という。）における太子町での競争入札参加資格を有する者。なお、プロポーザル審査時には取得見込で可とするが、契約時には本町の入札参加資格を有していること。

(2) 本町の指名停止期間中でない者及び指名停止の措置要件に該当しない者。

- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 条）第 30 条に基づく破産手続き開始の決定がなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 太子町暴力団排除条例（平成 25 年条例第 7 号）第 2 条に掲げるいずれかに該当しないこと。
- (7) 町税を滞納していないこと。
- (8) 過去において、以下の行為をしていないこと。
 - ア 本町との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 本町が執行した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ウ 本町と落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 本町が実施した地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の実行を妨げた者
 - オ 正当な理由なく本町との契約を履行しなかった者

6 募集内容

(1) 募集方法

太子町公式ウェブサイト等を通じて募集

(2) 提出書類

プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を次のとおり提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 参加申込書（様式 1）
- (イ) 会社概要（様式 2）
- (ウ) 業務実績調書（様式 3）
- (エ) 企画提案書（様式任意）
- (オ) 機能要件確認表_太子町公共施設予約管理システム（様式 4）
 - ※「施設利用者機能」、「施設管理者機能」それぞれのシートに入力すること。
- (カ) 機能要件確認表_スマートロック（様式 5）
- (キ) 見積書（様式 6）
 - ※消費税及び地方消費税を含む額とする。
 - ※スマートロック機能は、本契約と別契約を締結するため概算費用で可とする。概算見積作成のため、現地調査が必要な場合は、事前に本町に相談すること。
 - ※データ移行費については、CSV 等データ取込、入力委託等が可能な場合に記載する。

イ 提出方法 電子メール

(提出を確認次第、本町より 2 営業日以内に受信確認メールを送信する。メールで送信できない場合は郵送を可とする。)

(3) 提出期限及び受付時間

ア 提出期限

令和 7 年 3 月 18 日 (火) 17 時まで

イ 提出先

太子町教育委員会 社会教育課

〒671-1592 兵庫県揖保郡太子町鵜 280 番地 1

電 話 : (079) 277 - 1017

E-mail : syakyo@town.hyogo-taishi.lg.jp

(4) 質問・回答の実施

実施要領等の内容に対する質問がある場合は、下記のメールアドレスに質問書(様式 8)を提出すること。なお、電話又は口頭等による質問は受け付けない。

ア 提出期限 令和 7 年 3 月 11 日 (火) 17 時まで

イ 質問回答日 令和 7 年 3 月 13 日 (木)

ウ 回答の方法

質問内容とその回答を町公式ウェブサイト(本件の募集ページ)に掲載する。なお、本業務の応募に必要なと判断される質疑のみ受け付けるものとする。

(5) 辞退届の提出

企画提案書の提出後に辞退する者は、辞退届を次のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和 7 年 3 月 24 日 (月) 17 時まで

イ 提出先 6(3)イに同じ。

ウ 提出方法 電子メール

エ 提出書類 辞退届(様式 7)

7 審査概要

(1) 審査委員会

「太子町公共施設予約管理システム構築プロポーザル審査委員会 (以下「委員会」という。)」にて審査を行う。

(2) 審査方法

委員会委員 (以下「委員」という。)は、提出された企画提案書等の確認及び応募事業者からのプレゼンテーションを行い、別に定める審査項目及び加点方式による配点に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。

(3) 審査スケジュール

ア 参加通知 令和 7 年 3 月 21 日 (金)

イ 審査日時 令和 7 年 3 月 25 日 (火) 及び 26 日 (水) 午後

(個別時間については別途通知する)

審査は会場又はウェブプレゼンテーション方式(選択制)で行う。

ウ 開催場所 太子町役場 3 階 ホール

エ プレゼンテーション・持参品等

プレゼンテーションは 25 分とし、委員の質問時間を 15 分とする。プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。当日資料の配付も可とする。ただし、モニター 1 台、HDMI ケーブル、ホワイト電子ボードは本町が用意する。

オンラインにてプレゼンテーションに参加する場合は、URL(ソフトは可能な限り Zoom とし、URL・パスワード等を指定した上、当日は当該 URL においてプレゼンテーションを実施すること。

(4) 審査結果通知

(ア) 通知時期 令和 7 年 4 月 1 日 (火) 予定

(イ) 通知方法 優先交渉者にメール及び公文書通知

8 選 定

別に定める審査基準に基づき優先交渉者及び次点者を選定する。なお、合計点が同じ場合は、委員の合議により順位を決め、優先交渉者を決定する。

なお、各委員の評価点数の満点を 100 点とし、合計点数の 6 割に満たない場合は、最高評価点を獲得しても優先交渉者とししない。

9 最終審査結果

最終審査結果は、参加者全てに令和 7 年 4 月 1 日 (火) 以降、書面で通知するとともに優先交渉者は町公式ホームページにて公表する。

10 日 程

公示	令和 7 年 3 月 5 日 (水)
質問受付締切	令和 7 年 3 月 11 日 (火) 17 時まで
質問回答	令和 7 年 3 月 13 日 (木)
受付締切	令和 7 年 3 月 18 日 (火) 17 時まで
審査	令和 7 年 3 月 25 日 (火) 及び 26 日 (水) 午後
結果通知	令和 7 年 4 月 1 日 (火)
契約締結	令和 7 年 4 月上旬
業務期限	令和 7 年 9 月末日 (令和 7 年 10 月よりシステム稼働)

11 審査基準

本プロポーザルは、別紙採点基準に基づき、以下の項目について審査する。

- | | |
|---------------|------|
| ①業務実施体制及び業務実績 | 15 点 |
| ②サポート体制、運用保守 | 10 点 |
| ③価格提案 | 20 点 |

④操作性（利用者の利便性向上）	15 点	
⑤操作性（内部処理の効率化）	15 点	
⑥オンライン決済連携	5 点	
⑦スマートロックシステム連携	10 点	
⑧独自性	10 点	合計 100 点×採点委員数

12 失格事項

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を優先交渉者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続きに参加できない。また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

- (1) 契約締結までに本町の入札参加資格を有していないもの。
- (2) 必要書類が提出期限後に到着した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。
- (3) 提出書類に不備がある場合
- (4) 書類等の提出、回答、報告等、町が必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合
- (5) 提出した書類等に虚偽の記載があった場合
- (6) 初期構築費、運用保守費(スマートロック設置費用除く)の見積金額が、「3 提案限度額（予算額）」を超える場合

13 契約

(1) 手続の進め方

優先交渉者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

(2) 仕様等の確定

仕様等については、優先交渉者の選定をもって優先交渉者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更又は削除を行うことを双方協議の上、本契約に反映させることができるものとする。

(3) 契約金額

契約金額は、企画提案時に提出した見積金額を超えないこととする。ただし、スマートロック設置費用は概算参考として提示した金額に準じること。また、参考見積と協議時に企画提案書等に記載された項目に変更があった場合はこの限りではない。

(4) 契約書

契約書は、町が準備するものを使用する。

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却せず、町の公文書として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (3) 企画提案書に記載した業務実施体制は、変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、協議のうえ決定するものとする。
- (4) 業務上知り得た情報を他に漏らすことはできない。
- (5) 企画提案書の提出は、1社につき1案とする。

15 問合せ先

太子町教育委員会 社会教育課

〒671-1592 兵庫県揖保郡太子町鵜 280 番地 1

電 話 : (079) 277 - 1017

E-mail : syakyo@town.hyogo-taishi.lg.jp